

医薬品副作用被害救済制度について

任意予防接種で健康被害が生じた場合は「医薬品副作用被害救済制度」が適用されます。

これは医薬品を適正に使用したにも関わらず発生した副作用により、重篤な（入院治療が必要な程度）疾病や傷害等の健康被害を受けた方に医療費や年金などの給付を行う公的な制度です。

給付の請求は健康被害を受けた本人（または遺族）等が直接、PMDA（独立行政法人 医薬品医療機器総合機構）に対して行います。

救済制度についての詳細は、下記にご相談ください。

（問い合わせ先）

PMDA（独立行政法人 医薬品医療機器総合機構）

救済制度相談窓口

電話 0120-149-931

受付時間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後5時

（参考）

PMDA のホームページ <http://www.pmda.go.jp/>